

# NGO 神戸外国人救援ネット・ニュースNo.58

NGO Network for Foreigners' Assistance KOBE NEWS No.58



発行／NGO 神戸外国人救援ネット(代表／飛田雄一)

〒650-0004 神戸市中央区中山手通 1-28-7 TEL&FAX:078-271-3270

ホットライン専用 TEL:078-232-1290

E-mail:gqnet@poppy.ocn.ne.jp \* <http://gqnet.webcrow.jp/>

郵便振替<01100-2-60701 NGO 神戸外国人救援ネット>

## ★巻頭言★

### 外国人の子どもの「育ち」に関する課題 ～生きづらさ学ワークショップより～

北村広美 (多文化共生センターひょうご)

縁あって、2014年から「生きづらさ学」という勉強会(?)に参加している。元々某大学の理系女性研究者の非公式な集まりに端を発し、それぞれのフィールドで個人がもっている生きづらさを共有し、議論を行う場なのであるが、このたび、その一環として東灘区深江で「多文化社会」をテーマにワークショップが開催された。ここではそこから得られた声を紹介しつつ、外国人であることの生きづらさとその解決策について記したい。

今回は「子どもの育ち」をキーワードに、子育て中の母親(フィリピン)、外国ルーツの(元)子ども(ペルー)、自身も外国ルーツであり、多文化幼児教育について研究している大学院生(中国)とそれぞれに異なる背景をもつ外国人住民からの報告や、全員参加のフリートークセッションを行った。

スピーカーからの発言に共通していたのは、外国人の子どもが日本に定住目的で来日した場合、個別の困りごとに対応できる場とタイミングが重要だということである。専門家やNGOなどによる相談窓口だけでなく、周囲の日本人(クラスメイトやママ友など)が日々のコミュニケーションの中で解決することを両輪として、「少数者」「地域の一員」という異なった側面からのアプローチが可能となる。特に学校での学習では、通訳者や加配教員などからのサポートは非常に効果的であるが、「特別扱い」とされることで他の子どもとの距離ができてしまう。スピーカーの1人は、「一緒にいた友だちが勉強のできる子たちだったので、その環境の中で勉強することで

成績があがっていった」という趣旨の発言をしている。その時の友だちが当時何を思い、現在どうしているかは知る由もないが、ピア・サポートの好事例として示唆的である。

タイミングに関しては、学校に入る前の年齢、つまり未就学児に対する支援事例が少ないという問題提起がなされた。たとえば兵庫県の「子ども多文化共生サポーター(非常勤嘱託員)」は幼稚園から派遣可能であるが、現在のところ利用実績はないとのことであった。子どもたちはトライ&エラーを繰り返しながら、驚くほどの速さで日本語や日本人とのコミュニケーションを習得していくが、それはあくまで生活言語(場面に応じたコミュニケーション)であり、抽象概念を描写する学習言語についてはほぼ習得の機会がないまま、「日本語が上手になったから大丈夫」と放置されている。ここでのギャップが小学校3～4年で一気に顕在化し、ドロップアウトが大量発生することは周知の通りである。この時期に支援のイニシアチブを誰がとるか(地域か、幼稚園/保育園か、入学予定の小学校か等)課題はあるものの、現在ほぼ議論すらされていない現状があり、まず周知からは始める必要がある。

紙幅の都合で「生きづらさ学」で扱っている他の分野について紹介することができないが、ジェンダー、障害など、さまざまなキーワードからのアプローチを通じて、とかく個別の問題として扱われがちな生きづらさを社会化し、解決への方策を提示することを目指している。

毎年恒例!!

## 「救援ネット交流会」を開催しました。



10月2日、神戸アジア食堂バル SALA にて「救援ネット交流会（旧名・若手弁護士+αの会）」を開催しました。最初30分は、フフデルゲルさんに神戸定住外国人支援センターでの高齢者支援についてお話を伺いました。関連する内容を3頁に掲載していますので是非ご覧ください。以下、参加された方から原稿をいただきました。ありがとうございます。

## ～参加者感想その① 坂本知可 / 神戸あじさい法律事務所～

10月2日に、救援ネットの交流会があり、参加させていただきました。この2年間は業務の関係上、参加できなかったのが、今年こそはと楽しみにしていました。残念ながら勉強会には参加できず、懇親会からの参加となりましたが、いつも通り、賑やかかつ和やかな雰囲気迎え入れて下さり、大変居心地の良い時間を過ごさせていただきました。2年ぶり位でお会いする顔もありましたが、時の隔たりを感じさせない家族のような空気がそこに漂っていました。

私が救援ネットの集まりに参加したくなる理由は、相談員の方、通訳の方、支援者の方々が皆とても前向きで優しく心から信頼できるからです。日本に住む外国人の方々は、多かれ少なかれ、不安や悩みを抱えて生活しています。日本人であれば感じなくて済むような理由のない差別や偏見の目に晒されることもあります。そのような方達が、困ったとき、アクセスしやすい雰囲気を皆で自然に作っているところが救援ネットのすごさだと思っています。今回の交流会に参加して、今後も、微力ながら、一緒に活動させていただければと強く思いました。

ちなみに、SALAのお料理もとっても美味しかったです(^o^)

## ～参加者感想その② 村上桂太郎 / 多言語センターFACIL～

本格的な秋の到来を報せるような雨が降った10月2日の夕べ、元町商店街の路地裏にある神戸アジア食堂バル SALA にて、救援ネット交流会が開催されました。日ごろから救援ネットの活動に協力していただいている弁護士の先生方、運営委員や、通訳者・ボランティアの皆さんが集まる毎年恒例のこの会に初めて参加させていただきました。

交流会は学習会と食事会の2部構成で行われ、学習会では、神戸定住外国人支援センター（KFC）の呼徳力根さんより、日本在住の外国人の高齢化問題と、KFCが運営するデイサービスセンターハナの会の取り組みについて、お話していただきました。

ハナの会には、コリアン、日本人、ベトナム人、中国残留邦人帰国者、華僑等の高齢者の方々が利用されており、また、支える職員のみなさんも日本人、コリアン、ベトナム人、中国人、華僑、中国残留邦人帰国者、ペルー人、モンゴル人等、多様な背景を持っています。文化や歴史的背景、ことばの違いが原因で、他のデイサービスセンター等では自分の居場所をみつけられず、ハナの会に通うようになられた利用者の方々のいくつかの事例を紹介していただきました。高齢化とともに生じる体調不良や認知症の進行、周囲の無理解から生じるトラブルや、歴史によって刻まれた心の奥底にある傷など、在日外国人高齢者一人一人が抱える様々な状況に十分に対応できる介護を実現できてこそ、介護の理念である「尊厳の維持」の達成につながり、そのための多文化介護専門職の必要性が提起されて、フフさんのお話は締め括られました。

食事会では、台湾料理中心のボリューム満点のコースに舌鼓を打ちつつ、旧知の人も、初対面の人も隔たりなく、お店は活発な意見交換と笑い声で満たされました。今回、初参加の交流会でしたが、信頼できる仲間たちとともに居ると感じられる一体感こそ、救援ネットのエネルギーの源だと、改めて確かめられた素敵な交流会でした。

## 【救援ネット交流会のお話から】 お茶の記憶

フフデルゲル（呼和徳力根）

神戸定住外国人支援センター マネージャー

お茶と言えば、甘い、酸っぱい、苦い、渋い、塩辛い等々様々な味があります。そして形は茶葉、粉等、飲み方も急須や茶こし、コップにそのまま入れる、抹茶のようにたてて飲む等沢山あります。きっと世界中で地域や習慣によって数えきれないほどのお茶の種類があるでしょう。ですから、現在国際交流など様々な場面でもお茶が使われています。先日も KFC の日本語クラスでは中国の学習者による中国茶のティーパーティーが行われました。講師を務めた方が、茶葉、急須など茶器や小物類等を持参して、中国式の作法による美味しいお茶と茶葉の説明、良い香り、美しい所作が好評だったそうです。私にとっては中国茶と言えば、子供の頃お爺さんがお茶の葉っぱをそのままコップに入れておいしそうに飲んでいた記憶があります。私は本当に日本に来てから中国も様々なお茶の文化があると実感できることとなりました。また、お茶と縁がなさそうなところで意外なお茶の受け止め方と出会ったので、ここで皆さんと共有したいと思います。

それは KFC で介護関係の仕事に就いて間もない頃、中国残留邦人帰国者家族の自宅にて介護関係会議を行った時の出来事です。ケアマネージャーの一言：「〇〇さんは認知症がひどくなっています、訪問した時、お茶の葉っぱをそのままコップに入れて飲んでいたので。」と。上記のように私のお爺さんも茶葉を急須に入れず、直接湯呑に入れる習慣があります。これはこの方の生活習慣の一環です。そのことを知らない日本人のケアマネージャーは、中国残留邦人帰国者の自宅訪問をした際、いきなり湯呑に茶葉を入れたのを見て、認知症が進んだと勘違いしてしまいました。今までしていた当たり前の作法が認知症と言われることに私は大きなショックを受けました。ケアマネージャーはその方の介護支援のかなめとなる方です。もし文化的なことで間違えた判断をしてしまったら支援の方向性が間違ってしまう恐れがあります。ですが、地域の中で一人だけ外国文化を持つ利用者がいた場合、その為に多くの時間をついやすことができないのが現状です。介護の理念である「尊厳の維持」を実施していくにはその方の文化や習慣を知った支援者がいることが望ましいと思いました。今になって考えてみれば、私が介護福祉士やケアマネージャーを取ったのはやはりこの出来事が大きいと思いました。介護の仕事をしている私は、外国文化がわかる専門職がいないと肩身の狭い思いをする方といるので、できる限りのことはしていきたいと思ったからです。そして、現在感じることは、お茶など目に見える文化の差異は調べれば簡単に理解できます。実際先の方もケアマネージャーにその場で説明をしたら全員から理解を得ることができました。しかし、目に見えない心のケアとはその方の持っている文化背景や生活史による思想感情をいかに配慮するかということです。これは日本人同士でも難しいですが、外国の文化をもっている方にとってはもっと複雑になってしまいます。

お茶の話に戻りますが、日本で売っているペットボトルのお茶は甘くないものですが、それに対して中国で売っているお茶は甘い風味が多いです。塩が入っているモンゴルのミルクティーにびっくりする日本の方も多くいます。お茶は様々な場面で文化の違いを感じやすいものです。私はお茶のエピソードとの出会いにより、今の外国人高齢者の支援活動にやり甲斐を感じるようになりましたように、皆さんも日々のお茶の中で自分がなぜこのお茶を好むようになったのか、相手はなぜそのお茶を好むようになったかをこの機会に一度考えてみて下さい。



KFC での工作中的風景

ひょうごDV 被害者支援連絡会 (HYVIS) 主催

## 公開講座「安全な面会交流のために必要なこと」 報告

鋤柄利佳

去る10月28日、救援ネットもその構成メンバーとなっている、ひょうごDV被害者支援連絡会 (HYVIS) 主催で「安全な面会交流のために必要なこと」と題する公開講座がありました。「面会交流」とは、離婚後又は別居中に子どもの養育・監護をしていない方の親が子どもと面会等を行うことです。

講師は、弁護士川崎志保さん。川崎さんは弁護士としてDV事案を含む離婚、セクハラ等の事案を多数担当されていると同時に、面会交流援助を目的とした「特定非営利活動法人家族支援センター・クローバー」を設立され、同法人の理事としてもご尽力されています。

講義はご自身が関わられた具体的事案の紹介が中心に進められました。川崎さんは、母親側の代理人だけでなく、DV加害者である父親側の代理人をされた経験もあり、そのため双方の立場から、それぞれの事情をお話いただいたので、この問題の複雑さをより理解できたように思います。

講義の後半は、第三者機関として面会交流援助を行っている「家族支援センター・クローバー」の活動についてご紹介いただきました。「クローバー」は、当事者が自分たちだけで面会交流を行うことが難しい場合に、面会交流時の付添や子の受け渡しを支援し、両親双方による自力での面会交流実施までの橋渡しを行っており、援助期間は原則1年間だそうです。この活動はすべて弁護士や調停員経験者等によるボランティアで支えられているとのこと、資金的にも人的にも課題が多く、組織の継続のため若手弁護士の関わりを増やしたいとのこともありました。

質疑応答の中で、『「安全な面会交流」の実現に、残念ながら特効薬はない』『子どもの視点に立ちながら、当事者間で合意形成に向けて努力するプロセスが、安全な面会交流のために一番必要なことのように思う』という言葉が印象に残りました。「一時的に面会交流が実現しても継続できないことがあり、それは却って子どもにとって酷な結果となる可能性がある」ということもおっしゃっていました。個々のケースに向かい合い、特に子どもの意思を尊重しながら面会交流の実施・継続していくことの難しさを感じました。

参加者の方々からは、「弁護士としての赤裸裸な経験と、飾らない、ストレートなお考えを、熱く語って頂き、とても親近感をおぼえました」「第三者機関を使う面会交流の実際がよくわかった。子どもの視点に立つ、ここが一番難しいと感じた」「たくさんの事例を聞いてよかった。業務上、面会交流に関しての悩みを抱える母親に対する支援を求められることもあり、支援がなかなか難しかったので、すごく参考になった」といった感想が寄せられました。

この講座は、兵庫県の2017年度DV被害者支援強化事業DV防止出前講座のひとつとして、また、HYVISが団体として登録している、あすてっぷKOBEの登録グループ企画・発信DAYの企画として、神戸市との共催で開催されました。当日は当初の募集人員を超え40名超の参加があり、弁護士や支援者の方々だけでなく、当事者と思われる方々の姿もありました。

今年4月に伊丹市において、面会交流時に子どもが父親によって殺害されるという痛ましい事件が起きたこともあり、「安全な面会交流」というテーマについての支援者・当事者双方の関心の高さが伺われました。



安全な面会交流のために  
必要なこと  
～ mama が安心 =❤️= kodomo が安心

別居親との面会交流によって両親のトラブルに子どもが巻き込まれ、特に悲惨な事件も起きています。2012年改正民法施行後、調停などでは裁判所は積極的に面会交流の機会を求めています。しかしDV被害に遭った母子に対する配慮は1分とは高えません。実害の面会交流の様子、現状や課題など市民間支援団体に携わる弁護士よりお話しします。

平成 29 年 10 月 28 日 (土)  
13:30～15:30 (受付 13:00～)

場所 あすてっぷKOBE 2F セミナー室1  
(裏面地図参照)

講師 弁護士 川崎 志保 さん  
(NPO 法人 家族支援センタークローバー  
傍母・川崎法律事務所)

参加費 無料  
定員 30 名 (保育 5 名) いずれも先着順  
対象 DV被害者支援に関わる方、  
面会交流に関心のある方

面会交流とは？  
離婚後又は別居中に子どもを養育・監護していない方の親が子どもと面会等を行うことです。面会交流の具体的な方法については、まず弁護士が話し合ってお決めになることが一般的です。話し合いがまとまらない場合は調停員ができません。調停は、家庭裁判所に申立てを申し立てて、申立受理後、調停員が面会交流の機会を求めています。子どもの面会交流は、子どもの安全な成長を妨げないようにして行われる必要があるので、調停手続で、子どもの年齢、性別、行動、認知的発達、生活のリズム、生活環境等を考慮して、安全な面会交流の方法を定めることとなります。十分に配慮して、子どもの面会を円滑に実施することができるよう、話し合いが求められます。また、面会交流の取決めに関しては、面会等を行う際に父母が計費する必要がある事項について裁判所から指示が下ります。  
傍母別居・ひとりご家族

申込・問合せ HYVIS事務局 (NPO 法人フェミニストカウンセリング神戸 TEL078-360-6211)  
裏面の申込事項①～④を記載のうえメール(hyviskouza@yahoo.co.jp)または FAX(078-360-6211)からお申込みください。  
HYVIS ホームページ(<http://hyvis.jp>)からも確認・お申し込みができます。  
※お申込み受領後、電話またはメールで確認のご連絡を致します。ご確認のうえでご参加ください。

## 移住連省庁交渉 2017 秋 参加報告

移住者と連帯する全国ネットワークは、毎年3月と11月の年に2回、関連省庁との交渉をおこなっています。今年は11月13日と14日に、参議院会館で開催されました。移住連から、1日目は医療・福祉・社会保障、教育、技能実習、労働、2日目は女性・貧困、難民・収容、ヘイトスピーチ・人種差別、入管法・住基法等の8つのテーマでそれぞれのワーキンググループが省庁交渉を行いました。神戸からは、髯本、草加、村西が参加をしましたので、それぞれから報告をします。

### 移住連省庁交渉 「医療・福祉・社会保障」報告

髯本郁

今年の要望項目は、①無料低額診療事業の無料診療券の取扱い、②厚労省の通知で医療通訳を「療養の給付と直接関係ないサービス」としているものを削除してほしい、③医療福祉に携わる専門職を対象とした専門科目のカリキュラムに医療通訳や外国人患者への理解などの項目を加えること、④被収容者から受診希望があった場合などは医師以外の者が受診の適否を決めずに医師の診療を受けさせること、⑤仮放免者が適切な医療を受けることのできるような方策の実現の5項目でした。

無料低額診療事業では当該病院が無料診療券を発行し、公的医療保険に加入できない外国人の医療に重要な役割を果たしていますが、兵庫県の無料低額診療事業の病院では、公的医療保険に加入していることを無料診療券の利用の条件としていることがほとんどで、仮放免者も含め非正規滞在や短期滞在の外国人は事実上利用できない状態となっています。このような無料診療券の運用は本来の制度の趣旨に反しているのではないかとということで要望項目に挙げさせてもらいました。厚生労働省の担当官からは、「国の実施基準に基づき減免方法を定めることになっており、生計困難者であれば対象とするように通知しており、都道府県は毎年1回実施状況を調査しており、適正な運用を確保するため適正な指導がなされているものと認識している」というばかりで、実態として利用できない状況を何とかしようという姿勢が全く見られなかったのは本当に残念です。

また、⑤に関し、収容されていた外国人が健康を害して仮放免となった場合の医療の保障について何の方策もなされず、治療目的の特定活動が付与されても実際には国保にも加入できない運用を行う自治体があることも訴えましたが、「不法残留者が医療保険制度の対象とする制度はないので全額自己負担となる」という回答しかありませんでした。

他の項目も形式的で現状の運用を説明するだけの回答、説明しかなく、日本で暮らす外国人の医療について、積極的に状況を改革・改善していこうという姿勢が見られないと感じたのは私だけではないと思います。

### 移住連省庁交渉 「女性・貧困プロジェクト」報告

村西優季

今回、移住連女性プロジェクトは、貧困プロジェクトと合同で省庁交渉を行いました。今回の要請項目は、①就労支援について、②外国人の雇用に関して、③外国にルーツをもつ子どもの大学進学対策について、④ジャパニーズ・フィリピン・チルドレン (JFC) 母子の人身取引について、⑤ジャパニーズ・フィリピン・チルドレン (JFC) の日本国籍取得手続に関連して、⑥移住 (外国人) 女性への暴力と在留資格制度、⑦「協議離婚制度」と「離婚届の不受理申出」に関する情報周知の7項目でした。

就労支援については、労働局等が実施している職業訓練における外国人の受講状況や就業

促進状況を確認し、外国人の雇用に関しては、外国人を雇用する事業主への雇用状況に関する調査を実施するよう要請しました。現在、女性プロジェクトでは、独自に外国人女性にこれまでの就労歴等の調査を行っており、来年の省庁交渉で参考資料として使えるように検討しています。

在フィリピン日本大使館・領事館で相談者に配布している NGO リストに、悪徳ブローカーが関わる団体が掲載されており、リストの変更を昨年養成しましたが、1つの団体名に×印をつけただけで、その他は何も変わっていることを伝えました。

今回新しく、勝手に離婚届けが提出され、知らない間に離婚が成立してしまっているケースや、離婚届け不受理申請等について、積極的に多言語で周知していくよう要請しました。これは豊中国際交流協会が中心になって取り組んでいる「リコン・アラート（協議離婚問題研究会）」からの強い要望でもありました。

## 移住連「難民の受入および入管収容等に関する要請」を終えて

草加 道常

### 【難民】

2017 年前期の難民認定申請者は 8561 人とこれまでで最も多くなっているのに難民認定者数は逆に 3 人（昨年同時期は 4 人）にすぎない状況にある。

こうした中での難民に関する要請では「難民認定制度の運用の見直し概要」として検討されていたものの中で、難民認定申請者を事前の審査で振り分けることについて懸念を表明した。真に保護されるべき者が、そうではないものとして簡易審査に振り分けられる恐れがある。

在留資格を持つ者が難民認定申請をすると「特定活動、6月」の在留資格が許可され、さらに最初の更新が認められると就労も許可されてきた。これも難民認定申請の事前振り分けで在留資格あるいは就労許可が認められなくなる恐れがでる。しかもすでに施行されており、今後の監視が必要となる。

昨年の 4 月、6 月、7 月とあいついで名古屋高裁において難民不認定処分取り消し訴訟で原告が勝訴したことを受けて、これまでの入国管理局の難民認定基準が誤っており、それが世界的にも極端に低い日本の難民認定率、難民認定数になっているのではないかと正した。

「新しい形態の迫害」がジェンダーに起因する迫害の恐れを意味し、『待避機会』としての在留許可は世界の各地域で発生した武力紛争による迫害から逃れた者が国際的に保護の必要性があると思われる場合にあたるとの説明を受けた。これらの対象にシリアやウクライナからの避難民が対象となっていることも確認した。

### 【入管収容】

最初に入国管理局の収容施設に収容されているものの収容期間が長期化していることに懸念を表明した。しかも収容施設内での医療が全く十分に行われておらず、医師の診察を希望しても、医師でない職員の事前の判断で希望を受け付けないことが起こっており、たとえ診察がなされても 1 週間から場合によっては 1 ヶ月待たされることが常態化している。食事では異物混入や賞味期限切れのものが提供され、居室にはイエダニが大量発生している。

収容の長期化は東京オリンピック・パラリンピックを前にした治安対策が優先されており、収容期間が 1 年半を超える被収容者は東日本入管センター、大村入管センター、東京入管、名古屋入管、大阪入管などの収容施設の被収容者数はすべての施設で 1.5 倍から 1.2 倍となっている。この 2 年間に急増してきたことが明らかとなった。中には収容期間が 5 年を超える者もあり、制度として無期限収容が可能な入管法のあり方も問われている。

これらの改善を求めても「法に従って粛々と進めている」「予算制限がある中で精一杯やっている」と型どおりの答えしか返ってこなかった。

今後とも被収容者、仮放免者のサポートを通して追求することにした。



## お知らせ

### ◆◆救援ネット主催セミナーのご案内◆◆

2018年1月21日(日) 13:00~16:00

第1部: 外国人DV被害者支援の全体像 講師: 梁英子弁護士(双葉法律事務所)

第2部: 外国人DV被害者支援の実際~NPOの活動から~

第3部: ワークショップ 2・3部講師: 後藤美樹さん(外国人ヘルプライン東海代表)

会場: 三田市まちづくり協働センター多目的ホール3

(三田市駅前町2番1号キッピーモール6階)

### ◆◆年末年始の事務局・ホットライン開室時間について◆◆

2017年12月29日(金) ホットライン・事務局業務最終日 13:00~20:00

2017年1月5日(金) ホットライン・事務局業務開始日 13:00~20:00

NGO 神戸外国人救援ネットの活動は皆さんからの会費・カンパによって支えられています。  
2017年も多くの方々よりご支援を頂きましたことをスタッフ一同感謝致します。  
日本で暮らす外国人への継続的な同行支援、生活相談が今後も行えますよう、皆様のご協力を  
よろしくお願い申し上げます。振替用紙を同封いたしますので、変わらぬご支援を  
よろしくお願いたします。

どうか皆さま、よい年末年始をお過ごしください。

郵便振替<01100-2-60701 NGO 神戸外国人救援ネット>

### 主な事務局活動

\* 毎週(月・水) 事務局開所、(金) 多言語生活相談ホットライン

#### 2017年

8月25日(金) 兵庫県女性家庭センター主催 平成29年度DV相談担当者等研修会

8月30日(水) ひょうごDV被害者支援連絡会議 定例会

9月5日(火) 外国人県民共生会議

9月11日(月) GQ ネット運営会議

9月14日(木) GONGO テーマ「子どもの難病に関する助成金申請の流れ」

10月2日(月) 「救援ネット協力弁護士を囲む会」開催

10月16日(月) GQ ネット運営会議

10月17日(火) リコン・アラート(協議離婚問題研究会)

10月25日(水) ひょうごDV被害者支援連絡会議 定例会

10月28日(土) ひょうごDV被害者支援連絡会議 公開講座「安全な面会交流のために必要なこと」

10月30日(月) ひょうごDV防止ネットワーク会議

11月13~14日(月・火) 移住者と連帯する全国ネットワーク 省庁交渉 参加

11月20日(月) GQ ネット運営会議

毎月11日 ダイエー三ノ宮駅前店「幸せの黄色いレシートキャンペーン」

### 事務局活動時間について

事務局: 月・水 13:00~18:00

生活相談ホットライン: 金曜日 13:00~20:00

英語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、日本語、中国語(事前予約制)

